

平成26年

第3回市議会定例会 議案第6号

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する
条例の制定について

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を次の
ように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）をその区域とする本市の振興に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税について函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の特例を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市の区域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）または旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「工業生産等設備」という。）を新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについては、その事業に係る工業生産等設備であって過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条に規定する特別償却設備である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつ

たものに限る。) (以下これらを「適用資産」という。) に対する固定資産税 (当該適用資産に課されるべき最初の年度以後3年度間におけるものに限る。) を免除する。

(課税免除の対象等)

第3条 前条の規定による課税の免除は、当該事業につき公害を防止するための適切な措置を講じている者であって市長が指定したものに対して行う。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、工業生産等設備の設置の日までに、市長に申請しなければならない。

(課税免除の申請)

第4条 前条第1項の規定により指定を受けた者 (以下「指定事業者」という。) が、課税の免除を受けようとするときは、当該課税の免除を受けようとする当該年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第5条 課税の免除を受けている者または指定事業者についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、市長の承認を受けたときは、当該課税の免除を受けている者または指定事業者の地位を承継する。

(1) 相続があった場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人または合併により設立された法人

(3) 法人を分割した場合 (当該事業を承継させる場合に限る。) 分割により当該事業を承継した法人

(4) 当該事業を譲渡した場合 その譲受人

(指定および課税免除の取消し)

第6条 市長は、指定事業者または課税の免除を受けた者もしくは受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定または課税の免除の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する課税の免除の要件を欠くに至ったとき。

(2) 第3条第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により課税の免除を受け、または受けようとしたとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（次項から附則第5項までの規定を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。この場合において、第3条第1項の規定による指定を受けようとする者に係る工業生産等設備の設置の日が同日からこの条例の施行の日の前日までの間の日であり、またはこの条例の施行の日から起算して30日以内の日である場合においては、同条第2項中「工業生産等設備の設置の日までに」とあるのは、「函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成26年函館市条例第 号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。

（戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止）

3 戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成16年函館市条例第71号）は、廃止する。

（戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の規定によりなされた処分，手続その他の行為は、この条例の相当規定によりな

されたものとみなす。

(この条例の失効)

5 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により本市の区域が過疎地域となったことに伴い、固定資産税の課税の特例を定めるため